

9月定例教育委員会会議

(議 案)

議案第 49 号

美祢市魅力ある学校づくり検討委員会委員の委嘱について

下記の者を美祢市魅力ある学校づくり検討委員会委員に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

令和 5 年 9 月 27 日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順 子

記

1 委員の任期 委嘱日から提言を行う日まで

2 委員の氏名

氏 名	所 属	備 考
末富 洋一	未就学児保護者の代表者	

議案第50号

美祢市学校給食センター運営準備委員会設置要綱の制定について

美祢市学校給食センター運営準備委員会設置要綱を次のとおり制定するものとする。

令和5年9月27日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順 子

美祢市学校給食センター運営準備委員会設置要綱

(設置)

第1条 美祢市学校給食センター（以下「学校給食センター」という。）の供用開始に向けて、必要な準備を進めていくため、美祢市学校給食センター運営準備委員会（以下「運営準備委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 運営準備委員会は、次に掲げる事項を審議するものとする。

- (1) 学校給食センターの事業運営に関すること。
- (2) 給食用物資の購入計画に関すること。
- (3) 給食の会計に関すること。
- (4) 学校給食センターの衛生管理及び施設管理に関すること。
- (5) 給食指導に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、学校給食センターの運営に関すること。

(委員の構成)

第3条 運営準備委員会の委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 学校給食センター供用開始時の給食受給予定校の校長
- (2) 学校給食センター供用開始時の給食受給予定校の栄養教諭及び学校栄養職員
- (3) 前2号に掲げるものの他、必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、学校給食センターが供用開始する日の前日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 運営準備委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、運営準備委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 運営準備委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 運営準備委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意

見を聴取することができる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、作業部会又は専門部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。ただし、運営準備委員会の運営について必要な事項は、委員長が会議に諮って定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行し、第4条の規定に基づき学校給食センターが供用開始する前日限り、その効力を失う。

(招集の特例)

2 この告示の施行の日以降、最初に開かれる会議は第6条第1項の規定に関わらず、教育長が招集する。